

# 止水板設置助成制度のご案内

## 助成制度の目的

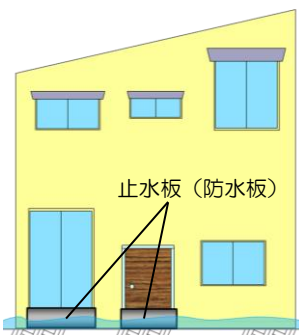
西宮市では、各ご家庭への止水板（防水板）の設置に対する助成制度を実施しています。この制度は、大雨のときに下水道の雨水の排水機能が追いつかず、側溝やマンホールから雨水が溢れ出した時にも、止水板を設置して頂くことによって、建物内部への浸水被害の軽減を図ることを目的に行っています。

止水板は、近年増加する大雨から大切な財産を守ってくれるよ！！



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

### 止水板イメージ図



### 止水板の構造例



正面図



断面図

### 止水板の設置例



## 止水板（防水板）とは

玄関等、建物の出入口、または、水の侵入経路に取り付ける、主に金属製の板のことを止水板（防水板）といいます。大雨などにより道路等に浸水が発生した時に、建物内部への水の侵入を防いでくれます。また、人力で取外しができるため、浸水発生時以外の通行に支障が出ることはありません。

## 助成対象となる施設

助成対象となる止水板（防水板）は、次の表のとおりです。

区分	助成対象となる施設
止水板（防水板）及び関連工事	原則、以下の条件を満たすこととしています。 ① 材質が原則、金属であること （ただし、材料証明等の確認をし、西宮市上下水道事業管理者が認めた場合は、この限りではありません） ② 一定の止水性能を有し、取外し又は移動が可能なもの （ただし、別途、西宮市上下水道事業管理者が認めた場合は、この限りではありません） ③ その他、「西宮市止水板設置助成金交付要綱」※1 に示す内容に適合するもの ④ 止水板設置に必要なサッシ工や防水工事等

※1 「西宮市止水板設置助成金交付要綱」は、市役所のホームページよりダウンロードできるとともに、第二庁舎（危機管理センター）8階下水計画課の窓口にも用意しています。

## 助成対象となる方

助成対象となる方は、助成対象区域内<sup>※2</sup>において居住又は所有している建物に、止水板を設置される方です。

※2 助成対象区域については、市役所のホームページ又は第二庁舎（危機管理センター）8階下水計画課の窓口にて、ご確認ください。

## 助成対象とならない方

以下の（１）～（５）のいずれか１つにでも該当される方は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

- （１）国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- （２）既に市の助成金（商工課が実施している住宅リフォーム助成制度を含む）を受けて止水板を設置したことのある建物に、止水板を再度設置する方
- （３）建築確認申請の許可日が、平成28年5月1日以降の建物に、止水板を設置する方
- （４）本市の条例に規定する開発事業（増改築を含む）に伴い止水板を設置する方
- （５）その他、西宮市上下水道事業管理者が不適当と認めた場合

## 助成内容

止水板の助成内容は、それぞれ次の表のとおりです。

施設の区分	助成金額 <sup>※4</sup>
止水板 （防水板）	購入費と工事費 <sup>※3</sup> の合計額の2分の1（1,000円未満は切り捨て）を上限とします。 ただし、申請1件当たりの助成限度額は500,000円となります。

※3 止水板（防水板）の購入費と工事費には、止水板以外に、止水板設計費、設置費、送料、止水効果を得るために必要な、防水・サッシ・外構等の各種工事にかかった費用が含まれます。

※4 助成金額の計算方法については、以下の計算例を参考としてください。

【計算例1】止水板（防水板）を770,000円で1基購入し、業者による設置工事に180,000円がかかった場合  
費用合計額950,000円×1/2＝算定金額475,000円 ⇒ 算定金額475,000円  
⇒ この算定金額は、助成限度額500,000円未満のため、475,000円が助成金額となります。

【計算例2】止水板を770,000円で1基購入し、業者による設置工事費に180,000円、その他に必要な外構工事に255,000円がかかった場合  
費用合計額1,205,000円×1/2＝算定金額602,500円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額602,000円  
⇒ この算定金額は、助成限度額500,000円を超えるので、500,000円が助成金額となります。

【計算例3】150戸の集合住宅（1階の住民戸数10戸）の共用部の修繕に合わせて止水板を設置し、全体の工事で合わせて8,000,000円がかかった場合  
全体工事費のうち、止水板設置にかかった工事費3,005,000円 × 1/2 = 算定金額1,502,500円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額1,502,000円  
⇒ この算定金額は、500,000×10戸（1階の住民戸数）＝5,000,000より小さい金額ですが、集合住宅等の共用部については、一つの建物につき一回の助成となります。そのため、この算定金額は、助成限度額500,000円を超えるので、500,000円が助成金額となります。

# 手続きの流れ

助成金の交付手続きは、以下の流れで行います。

実線の二重枠内の部分が、申請者で行っていただく内容です。

必要な書類を記入・用意の上、第二庁舎（危機管理センター）8階下水計画課の窓口に提出してください。

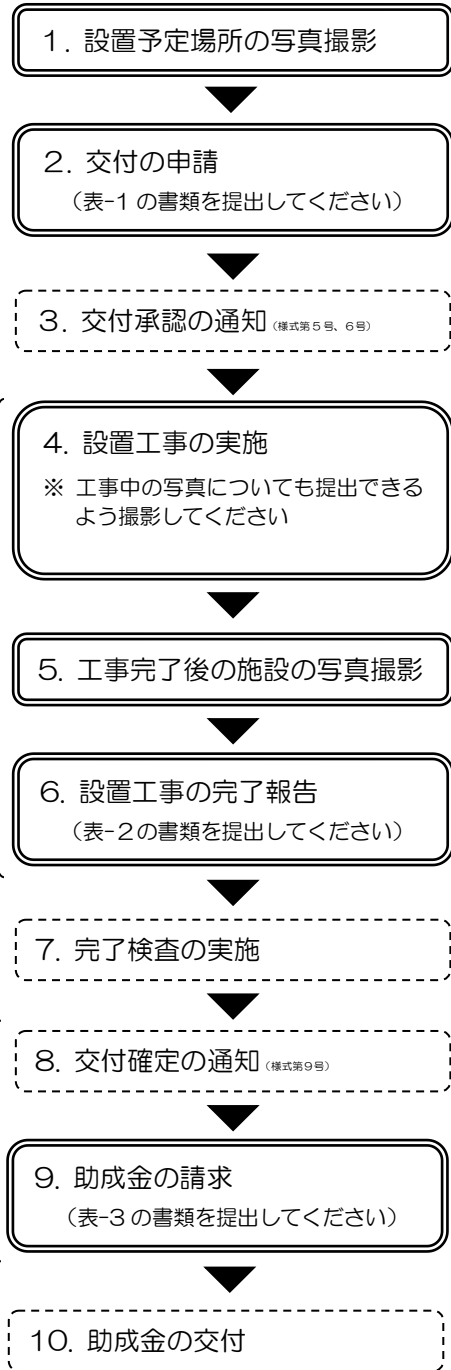


表-1 申請時に提出して頂くもの

書 類	備 考
① 助成金交付申請書 (必須：様式第1号)	印鑑には認印を使用してください。
② 位置図 (必須)	施設を設置する住宅の場所を示してください (手書きの略図でも、住宅地図のコピーでも可)。
③ 誓約書 (必須：様式第2号)	印鑑には認印を使用してください。
④ 承諾書 (必須：様式第3号)	土地所有者又は建物所有者が申請者と異なる場合のみ必要となります。
⑤ 製品パンフレット (必須)	使用する止水板の製品名・材質・止水性能の記載があるページを提出してください。
⑥ 住民票	申請者が個人の場合は提出。 発行後3か月以内のもの。
⑦ 登記簿謄本 (必須)	土地、建物、会社・事業所 (法人の申請時)。 発行後3か月以内のもの。
⑧ 同意書 (必須：様式第4号)	印鑑には認印を使用してください。 土地所有者、建物所有者、建物使用者がそれぞれ記載してください。
⑨ 設置予定場所の写真 (必須)	止水板の設置予定箇所が分かるもの (近景) と建物等を含めた設置予定箇所の全体が分かるもの (遠景) を提出してください。
⑩ 施設の平面図 (必須)	敷地内の簡単な平面図に施設の設置予定箇所を示してください。また、設置予定の止水板のサイズ (幅・高さ) を記入してください。
⑪ 施設の構造図 (必須)	設置予定の製品パンフレット等で止水板の構造・サイズが分かるものを提出してください。 施工図 (平面図・断面図) でも可。
⑫ 見積書 (必須)	コピーでも可。 止水板の高さや幅、現場条件等によって費用が変わるため、申請者の意向を正確に施工業者へ伝え、現場確認を行っていただいたうえで見積りを依頼してください。

表-2 完了報告時に提出して頂くもの

書 類	備 考
① 完了報告書 (必須：様式第8号)	印鑑は申請時と同じ認印を使用してください。
② 工事完了後の施設の写真 (必須)	設置した止水板が分かるもの (近景) と建物等を含めた設置箇所全体の全体が分かるもの (遠景) を提出してください。
③ 工事中の施設の写真 (必須)	工種毎に工事の実施状況が分かる写真を提出してください。
④ 工事出来高書 (必須)	工事実施数量の内訳が分かるものを提出してください。
⑤ 領収書 (必須)	必ず原本を提出してください。

表-3 助成金の請求時に提出して頂くもの

書 類	備 考
① 交付額確定通知書の写し (必須)	
② 助成金交付請求書 (必須：様式第10号)	口座名義人は申請者と同一にしてください。 印鑑は申請時と同じ認印を使用してください。

## 手続き上の注意事項

助成金の交付手続きを行う際は、  
下の注意事項を必ず読んでね！



- 必ず止水板（防水板）の購入・設置工事を行う前に申請を行い、市から交付承認を受けてください。交付承認を受ける前に購入・設置工事を行った場合は、助成対象となりませんので、ご注意ください。
- 助成金交付申請書、誓約書、承諾書、完了報告書、助成金交付請求書の様式については、市役所のホームページよりダウンロードできます。また、第二庁舎（危機管理センター）8階下水計画課の窓口にも用意しています。
- 提出書類を記入する際は、記入例を参考としてください。記入例についても、市役所のホームページよりダウンロードできます。また、第二庁舎（危機管理センター）8階下水計画課の窓口にも用意しています。
- 当初の申請内容より変更が生じた場合、及び申請を取り下げる場合は、必ず上下水道局の下水計画課までご連絡ください。なお、大きな変更の場合は申請の取下を行い、再度申請が必要になります。
- 完了報告は、設置工事の完了後30日以内で、かつ申請年度の2月末日（2月末が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに必ず行ってください。
- 助成金の請求は、交付額確定日の30日以内で、かつ申請年度の3月末日（3月末が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに必ず行ってください。
- 完了検査を行う際に現地を確認させていただきます。
- 助成金を請求いただいてから交付するまで、20日程度かかります。

## 助成を受けられた方への注意事項

- 助成を受けて設置した止水板は、必ず10年以上存続させてください。なお、助成金の交付後、必要に応じて市の職員が止水板の設置状況を現地で確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 助成を受けて設置した止水板については、適切な維持管理に努めてください。特に、大雨が予想される場合は、事前に止水板の脱着を行い、止水板が適正に使用できるか確認をするよう心がけてください。
- 助成を受けて設置した止水板が原因で、助成を受けられた方又は第三者に事故・問題等が生じて、市はいかなる責も負いません。また、止水板を設置した家屋等建物の内部へ浸水被害が発生した場合においても、市はいかなる責も負いません。
- 助成を受けて設置した止水板を、転居等に伴い第三者に譲渡する場合は、その譲渡を受ける方に上記の旨を必ず承継してください。

## 申請の受付期間

受付期間は以下のとおりとなっています。ただし、受付順に審査を行い、申請総額が市の予算額に達した場合は、以下の期間より早く受付を終了しますので、ご注意ください。

受付期間：毎年4月1日～翌1月31日（土日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く）

※年度によっては、制度の休止の場合がありますので、ご確認ください

## お問い合わせ・ご相談先

西宮市 上下水道局 下水道部 下水計画課

場所：第二庁舎（危機管理センター）8階

電話番号：(0798) 32 - 2265

ホームページ：<http://www.nishi.or.jp>

お気軽に  
ご連絡ください



(西宮市ホームページ → くらし・手続き → すまい → 住まいに関する助成 → 住まい助成に関する手続き・申請)